

## 自由権規約委員会第 121 会期閉幕

2017/11/10

### 国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 121 会期が閉幕した。今日の会合では、会期中に審査されたコンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、オーストラリア、ヨルダン、モーリシャス、カメルーン、ルーマニアの報告書に対する最終見解と勧告が採択された。また、委員会の活動方法に関して、締約国の報告間隔を 1～2 年延長すること、フォローアップ報告の回数を 2 回から 1 回に減らし、必要な場合にのみ 2 回目のフォローアップ報告書の審査を行うことなどが決定された。今会期中には、53 件の個人通報が審査され、そのうち 18 件の本案について判断が下され、3 件が受理不能、32 件が審理打ち切りとなった。また初めて 1 件の通報について、関係者から意見を聞く機会がもたれた。第 122 会期は 2018 年 3 月 12 日～4 月 6 日に開かれ、ベラルーシ、エルサルバドル、グアテマラ、ハンガリー、レバノン、リベリアの定期報告書が審査される予定である。